平成２９年（フ）第３５６６号
東京都板橋区赤塚１丁目24―12―202
債務者　小栗　秀香
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５６９号
東京都足立区花畑３丁目31―５　第97新井ビル205
債務者　岸田　正廣
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５７３号
東京都足立区千住旭町29―13
債務者　薄井　　浩
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５７４号
東京都足立区千住旭町29―13
債務者　薄井トヨ子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５７８号
東京都港区芝浦２丁目８－３－408
債務者　梶　　秀紀
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５７９号
東京都港区芝浦２丁目８－３－408
債務者　梶　　礼子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５９２号
東京都練馬区練馬３丁目１－６―501
債務者　浅沼　　綾
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２号
岡山市北区辛川市場386番地
債務者　大石　栄治
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３号
岡山市北区辛川市場386番地
債務者　大石　啓子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０号
岡山市南区飽浦1469番地
債務者　田中　功一（旧姓蓮岡）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２０号
東京都青梅市師岡町４丁目２番地の１エクシード河辺301
債務者　渡邉　有香
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４０６号
東京都あきる野市伊奈1209番地７
債務者　青木　洋子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５５７号
東京都北区中十条１丁目26―11―201
債務者　手塚　望美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５５８号
東京都板橋区坂下１丁目20―13―511
債務者　鈴木　秀人
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５６２号
東京都目黒区大岡山１丁目31―39―401
債務者　上里　良幸
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５７２号
東京都練馬区中村３丁目37－８　すみれ荘Ｅ
債務者　吉村　正利
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部